



議案第十六号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を次のように改める。

十一 削除

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。